

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 環境部 清掃施設課	所管課等長氏名 柳 本 貴 志
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 塵芥処理手数料 ・塵芥処理手数料徴収及び収納を私人に委託する場合の告示について 南クリーンセンター、西クリーンセンター及び横谷埋立センターの塵芥処理手数料は、施設ごとに業務委託契約書等で、その徴収及び収納が委託業務内容として定められている。歳入の徴収又は収納事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (1) 塵芥処理手数料 ・塵芥処理手数料徴収及び収納を私人に委託する場合の告示について 令和2年度の契約については、令和3年3月12日付けで告示を行い、令和3年度の契約については、契約締結後の令和3年4月2日付けで告示を行った。また、来年度以降の単年度契約分についても、契約締結後に随時告示を行うよう改めるものである。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課	所管課等長氏名 石 橋 美 幸
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について （1）文化振興費雑入 ①上下水道料金の算定誤りについて 北条ふるさと館喫茶室の上下水道料金については、喫茶室に設置されたメーターで使用水量を確認し、口径別に定められている基本料金等から算定しているが、令和元年10月1日の料金改定前の金額となっており、さらに、令和2年3月分については1か月分ではなく2か月分の料金表に基づき算定している状況が見受けられた。今後においては、確認体制の強化を図るなど適正な事務処理に努められたい。</p> <p>②調定事務の徹底について 収入の調定事務について、松山市財務会計規則第28条に基づき徴収の決定をした調定について、同規則第33条に基づき調定書を作成しなければならないが、文化講座受講料については調定書が作成されていないことから、今後においては、規則に基づいた手続きを行うよう努められたい。</p>	<p>1 収入事務について （1）文化振興費雑入 ①上下水道料金の算定誤りについて 今回指摘のあった文化振興費雑入の上下水道料金について、相手方に差額分を請求し、収入済となっています。 今後は添付の料金表を最新のものが使用されているか調定が発生する度に確認を徹底するなど、一層確認体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>②調定事務の徹底について 今回の指摘を受け、収入の調定事務について課全職員に指導するとともに、令和2年度分について直ちに調定書を作成しました。 今後は、松山市財務会計規則に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課	所管課等長氏名 杉 村 幸 紀
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 愛ランド里島構想推進事業の支出事務について</p> <p>・補助額の算定誤りについて 松山市里島通勤・通学者等支援補助金において、松山市里島通勤・通学者等支援補助金交付要綱により、乗船券の定期購入額を補助対象額とし、定められた補助率を乗じて補助額を算出しているが、計算誤りにより補助金交付額が過少となっているものが1件見受けられた。 今後においては、同様の誤りを防止する対策を図り、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 愛ランド里島構想推進事業の支出事務について</p> <p>・補助額の算定誤りについて 今回指摘のあった松山市里島通勤・通学者等支援補助金で、補助金交付額が過少となっているものについては、令和3年3月22日、補助金申請者に交付しました。 今後は、同様の事例が発生しないよう、データ入力を慎重に行うとともに複数人での確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>